



三重県公報

平成26年9月24日(水)

第 2634 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
612	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
613	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(同)	2
614	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(企 業 誘 致 推 進 課)	3
選 管 告 示			
63	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(選 挙 管 理 委 員 会)	4
64	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(同)	4
監 査 委 員 公 表			
7	監査結果の公表	(監 査 委 員)	5
公 告			
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男 女 共 同 参 画 ・ N P O 課)	26
	同件	(同)	26
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(同)	26
	同件	(同)	27
	同件	(同)	27
	同件	(同)	28
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	(同)	28
	同件	(同)	28
	同件	(同)	29
	同件	(同)	29
	同件	(同)	30
	平成26年度地籍調査事業計画を定めた旨	(水 資 源 ・ 地 域 プ ロ ジ ェ ク ト 課)	30
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	30
	同件	(同)	30
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	31
お 知 ら せ			
	公立大学法人三重県立看護大学の平成25年度に係る財務諸表の公告	(医 務 国 保 課)	31
正 誤			
	平成26年4月1日付け三重県公報第2585号	(治 山 林 道 課)	51

告 示

三重県告示第 612 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 26 年 9 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービス）の種類
ういる デイサービス日永西	四日市市日永西 1 丁目 6-6	株式会社W	四日市市金場町 4 番 3 号	平成 26 年 8 月 1 日	通所介護
特別養護老人ホーム 多気彩幸	多気郡多気町五佐奈字八重谷 432 番 48	社会福祉法人三重豊生会	度会郡度会町大野木字山田 2945 番 2	平成 26 年 8 月 1 日	短期入所生活介護
特別養護老人ホーム 多気彩幸	多気郡多気町五佐奈字八重谷 432 番 48	社会福祉法人三重豊生会	度会郡度会町大野木字山田 2945 番 2	平成 26 年 8 月 1 日	介護予防短期入所生活介護
スギ薬局四日市泊小柳店	四日市市泊小柳町 3 番 29 号	株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地 4	平成 26 年 5 月 1 日	居宅療養管理指導
株式会社スーパーシルバー人材センター	名張市赤目町柏原 2330 番地	株式会社スーパーシルバー人材センター	名張市赤目町柏原 2330 番地	平成 26 年 9 月 1 日	居宅介護支援事業
みどり調剤薬局一之木店	伊勢市一之木 4 丁目 5-37	有限会社みどり調剤薬局	伊勢市岩淵 1 丁目 11 番 10 号	平成 26 年 9 月 1 日	居宅療養管理指導
にじ歯科	四日市市三滝台四丁目 1-22	大塩 勇雄	四日市市三滝台四丁目 1-22 206 号	平成 26 年 5 月 1 日	居宅療養管理指導
スギ薬局四日市泊小柳店	四日市市泊小柳町 3 番 29 号	株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地 4	平成 26 年 5 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
みどり調剤薬局一之木店	伊勢市一之木 4 丁目 5-37	有限会社みどり調剤薬局	伊勢市岩淵 1 丁目 11 番 10 号	平成 26 年 9 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第 613 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 26 年 9 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービス）の種類
ういる デイサービス日永西	四日市市日永西 1 丁目 6-6	株式会社W	四日市市金場町 4 番 3 号	平成 26 年 8 月 1 日	通所介護
特別養護老人ホーム 多気彩幸	多気郡多気町五佐奈字八重谷 432 番 48	社会福祉法人三重豊生会	度会郡度会町大野木字山田 2945 番 2	平成 26 年 8 月 1 日	短期入所生活介護
特別養護老人ホーム 多気彩幸	多気郡多気町五佐奈字八重谷 432 番 48	社会福祉法人三重豊生会	度会郡度会町大野木字山田 2945 番 2	平成 26 年 8 月 1 日	介護予防短期入所生活介護
スギ薬局四日市泊小柳店	四日市市泊小柳町 3 番 29 号	株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地 4	平成 26 年 5 月 1 日	居宅療養管理指導
株式会社スーパーシルバー人材センター	名張市赤目町柏原 2330 番地	株式会社スーパーシルバー人材センター	名張市赤目町柏原 2330 番地	平成 26 年 9 月 1 日	居宅介護支援事業

みどり調剤薬局 一之木店	伊勢市一之木4丁目5-37	有限会社みどり調剤薬局	伊勢市岩渕1丁目11番10号	平成26年 9月1日	居宅療養管理指導
にじ歯科	四日市市三滝台四丁目1-22	大塩 勇雄	四日市市三滝台四丁目1-22 206号	平成26年 5月1日	居宅療養管理指導
スギ薬局四日市 泊小柳店	四日市市泊小柳町3番29号	株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4	平成26年 5月1日	介護予防居宅療養管理指導
みどり調剤薬局 一之木店	伊勢市一之木4丁目5-37	有限会社みどり調剤薬局	伊勢市岩渕1丁目11番10号	平成26年 9月1日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第614号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部企業誘致推進課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成26年9月24日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

四日市近鉄ビル

四日市市諏訪栄町7番34号ほか5筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
変更前	株式会社近鉄百貨店	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号	飯田 圭児
変更後	株式会社近鉄百貨店	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号	高松 啓二

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名及び区域	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
地上1階の写真、薬局	午前8時	午後8時	午前8時	午後8時
地上1階及び2階のふれあいモール店舗	午前10時 (年間10日間は 午前9時)	午後10時	午前10時 (年間10日間は 午前9時)	午後10時
上記を除く地下1階から地上2階までの店舗	午前10時 (年間10日間は 午前9時)	午後8時	午前10時 (年間10日間は 午前9時)	午後8時
地上3階から地上11階までの店舗	午前10時 (年間10日間は 午前9時)	午後7時 (年間10日間は 午後8時)	午前10時 (年間10日間は 午前9時)	午後8時

3 変更年月日

2(1) 平成26年5月22日

2(2) 平成26年10月1日

4 変更理由

2(1) 取締役社長の交代のため

2(2) 顧客の要望及び営業機会の拡大のため

5 届出の日

平成 26 年 9 月 12 日

- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部企業誘致推進課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
平成 26 年 9 月 24 日から平成 27 年 1 月 26 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 63 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

平成 26 年三重県選挙管理委員会告示第 47 号は、廃止します。

平成 26 年 9 月 24 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 崎 慶 一

50 分の 1 の数 29,878

80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数

286,736

三重県選挙管理委員会告示第 64 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示します。

平成 26 年三重県選挙管理委員会告示第 48 号は、廃止します。

平成 26 年 9 月 24 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 崎 慶 一

選挙区名	3 分の 1 の数
津 市	76,087
四 日 市 市	82,769
伊 勢 市	35,878
松 阪 市	45,211
桑名市・桑名郡	39,406
鈴 鹿 市	51,948
名 張 市	22,217
尾鷲市・北牟婁郡	10,661
亀 山 市	13,074
鳥 羽 市	5,791
熊野市・南牟婁郡	11,011
いなべ市・員弁郡	19,061
志 摩 市	15,397
伊 賀 市	25,529
三 重 郡	17,069
多 気 郡	13,281
度 会 郡	13,577

監査委員公表**監査委員公表第7号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表します。

平成26年9月24日

三重県監査委員	福	井	信	行
三重県監査委員	中	嶋	年	規
三重県監査委員	森	野	真	治
三重県監査委員	田	中	正	孝

第1 監査の請求

- 1 監査請求のあった日 平成26年7月15日
- 2 請求人 住所 松阪市久米町309番地45 氏名 角谷 猛志
請求人代理人 住所 津市丸之内33番26号 弁護士 氏名 村田 正人

第2 請求の受理

本件請求は、所要の法定要件を具備しているものと認めて受理した。

第3 請求人の陳述等

平成26年8月21日、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出と陳述の機会を設けた。

また、同日、三重県県土整備部職員の陳述を聴取した。

第4 監査の結果

上記の住民監査請求について監査した結果を次のとおり通知した。

監査第 57 号

平成 26 年 9 月 11 日

請求人 角谷猛志 様

請求人代理人

弁護士 村田正人 様

三重県監査委員 福 井 信 行

三重県監査委員 中 嶋 年 規

三重県監査委員 森 野 真 治

三重県監査委員 田 中 正 孝

住民監査請求について

平成 26 年 7 月 15 日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 4 項の規定に基づき監査した結果は次のとおりです。

記

第 1 監査の請求

1 請求の趣旨

(1) 三重県県土整備部は、平成 26 年 6 月 30 日、次の 4 件の入札（以下 4 件の入札を併せて「本件入札」という。）を公告した。

ア 平成 26 年度公共土木施設維管第 0-1 分 6006 号一般国道 164 号外（北勢地区）公共土木施設維持管理（路面清掃）業務委託（以下「北勢地区業務委託」という。）

イ 平成 26 年度公共土木施設維管第 0-1 分 6005 号一般国道 163 号外（中勢地区）公共土木施設維持管理（路面清掃）業務委託（以下「中勢地区業務委託」という。）

ウ 平成 26 年度公共土木施設維管第 0-1 分 6004 号一般国道 166 号外（南勢地区）公共土木施設維持管理（路面清掃）業務委託（以下「南勢地区業務委託」という。）

エ 平成 26 年度公共土木施設維管第 0-1 分 6003 号一般国道 169 号外（東紀州地区）公共土木施設維持管理（路面清掃）業務委託（以下「東紀州地区業務委託」という。）

（以下 4 件の業務委託を併せて「本件業務委託」という。）

(2) 公告された企業要件（競争参加資格）は、「単独又は共同企業体の構成員（出資比率が 20%以上のものに限り、以下同じ。）である元請けとして、平成 11 年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事の施工実績を資料提出日において有すること。なお、「本工事と同種工事」とは、公共機関等（国の機関、地方公共団体（法第 1 条の 3 に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体）、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に掲げる公共法人又は国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条に規定する法人）をいいます。）発注の 1 契約あたり実施距離 400 k m以上の路面清掃業務をいいます。」となっている。

しかしながら、この入札参加資格（以下「本件参加資格」という。）は入札直前に引き上げられた不当なものであり、平成 18 年度から平成 25 年度までの競争参加資格は、200 k mであった。

(3) 請求人が代表者である会社は、津市が発注した路面清掃で 309 k mの実績実績があるが、突然、入札参加資格を 200 k mから 2 倍の 400 k mに引き上げられたことにより、入札の参加条件を満たさなくなった。入札参加条件の引き上げは、新規参入業者を排除するもので不合理な引き上げである。

なぜならば、

- ① 平成 18 年度から平成 25 年度までの入札参加資格は 200 k mであった。
- ② 三重県は、入札参加資格を 200 k mから 400 k mに引き上げたのは、従前 1 年ごとの入札を 2 年間の路面清掃工事に変更したためであると説明しているが、ほかの工事の入札では、1 年の工事を 2 年の工事に変更しても、入札参加資格を 2 倍に引き上げるなどの変更はしていない。
- ③ 路面清掃の平成 18 年度から平成 25 年度までの落札者は、ほぼ同じ業者であり、落札率はほぼ 90%で、談合的入札の疑いがある。

なお、落札率とは、予定価格に対する落札額の割合であり、100%に近いほど落札業者の利益が大きく、談合的入札によって落札率が上がれば、それだけ税金が無駄遣いされることになる。全国市民オンブズマン連絡会議などは「90%以上は談合の疑いがあり、95%はその疑いが極めて強い」と指摘している。

(4) 新規参入業者の入札参加資格の引き上げによる排除を行うと、自由な競争による適正な市場価格の形成が阻害され、落札価格が低下せず高止まりとなり、その結果、三重県の公費が無駄に支出されることになる。

新規参入業者を参加させた場合には、入札率は 85%まで下がることが予測されるが、入札率が 90%程度までしか下がらない場合は、約 5%の損害が三重県に生

じることとなる。

本件4件の入札の予定価格は、4件の合計で2億2184万9280円であるから、その5%は約1109万円となり、三重県が新規参入業者の不合理な排除をすることで約1109万円の損害を被ることになる。

(5) よって、不合理な入札参加資格の設定によって、新規参入業者を排除した本件不当な入札を延期し、落札者との契約を締結しないように措置することを求める。

また、万一、契約を締結したときは、請負代金の支払いをしないように措置することを求める。

さらに、落札者に請負代金の支払いがなされたときは、不合理な入札参加条件の設定により、三重県が被った損害約1109万円を、不合理な入札参加条件を設定した決裁権者である三重県職員と落札業者の責任において、三重県に対し、損害賠償をするように措置することを求める。

(6) 5000万円未満の路面清掃工事の決裁権者は、三重県県土整備部道路管理課長であり、5000万円以上の路面清掃工事の決裁権者は、三重県県土整備部長である。

(7) 以上、法第242条第1項の規定により、必要な措置を請求する。

2 平成26年8月21日の請求人の陳述及び同月27日付けの請求人の補充意見書における監査請求の理由の補充

(1) 県土整備部は、本件参加資格を設けた理由について、安全で円滑・確実な業務実施を担保するためと説明しているが、毎回、同じ個所を路面清掃車を用いて作業を行うわけでもないのに、「円滑・確実な作業」とは具体的に何を言うのか明らかにされていない。このような抽象的な理由で本件参加資格を合理化することはできない。

また、県土整備部は、県が発注する業務のなかでも突出して施工延長が長いため、県民生活に多大な影響を及ぼす旨説明するが、路面清掃作業は、停車して作業を行うものではないから、作業が近隣住民に多大な影響を及ぼす事はない。また、きわめて一過性の作業で、一時的なものであって、道路工事のような多大な影響を県民生活に及ぼすものではない。施工延長が長いとしても、道路工事のように施工期間全部が長期間にわたり、片側通行となるようなことはないから、施工延長が長いことは、「1契約あたり400km」への企業要件の引き上げを合理化する理由とはならない。

県土整備部の説明は、本件入札前に存在していなかった理由を、本件請求の陳述のために、あえて作ったものである。

(2) そもそも、平成25年度までの企業要件である「1契約あたり200km」の要件そのものが、どのような理由で設定され、維持されてきたのかについて説明ができていない。原初の「1契約あたり200km」の企業要件の合理性も説明できないにもかかわらず、「1契約あたり400km」の企業要件への引き上げを合理的に説明することはできない。

(3) 「1契約あたり400km」への要件の引き上げが県土整備部の誰の発案であり、どのような内部検討を経て、最終的な決裁に至ったのかの説明ができていない。企業要件の引き上げという重要な政策課題について、県土整備部長が決裁したことを証する公文書が存在しないなど、内部検討がなされた形跡がなく、内部的にも違法な決裁である。

(4) 複数年契約に改めた三重県他の業務委託においては、企業要件を従前どおりに維持しているものが通常であり、複数年契約にしたことによって、企業要件を2倍に引き上げた事例は1件しかない。その1件についても、企業要件を2倍に引き上げてはいるが、土木一式工事250万円から500万円への施工実績の引き上げというきわめて緩いもので、建設業の許可を有している企業のどこでも有しているような一般的な企業要件であり、引き上げにより入札に参加できなくなる企業はない。

路面清掃業務の期間を2年にしたからといって、1年間に清掃する距離や内容は変わらず、毎年、同じ業務を実施するのだから、企業要件を2倍に引き上げる必要性はない。

(5) 三重県内の路面清掃業務で、「1契約あたり400km」の実績を作れる路面清掃業務は、三重県発注の路面清掃業務しか存在しないから、本件参加資格は、三重県発注の路面清掃業務を実施した企業しか入札に参加させないというに等しい不当な企業要件である。

すなわち、新規参入業者がいかにも企業努力をしても満たすことはできない、不可能な企業要件である。

「1契約あたり200km」であれば、わずかに津市の路面清掃業務だけが、この要件を満たすものであるが、それ以外の路面清掃業務は、四日市市のように1契約あたり30kmであり、とても「1契約あたり200km」に及ばない。

このような不合理な企業要件の設定は、一般入札の装いをしながら、実質的に

は、三重県発注の路面清掃業務の実績のある業者にしか入札参加を認めていないもので、その実質は指名入札に他ならない。

- (6) 請求人が代表者である会社は、本件入札において、南勢地区業務委託を予定価格の 87%で、また、東紀州地区業務委託を予定価格の 86%で入札した。

新規参入を認めれば、予定価格の 86%から 87%での落札が可能であり、それだけ公費の支出が抑制できることは明らかである。

すなわち、東紀州地区業務委託では、第 1 位の請求人が代表者である会社の 1590 万円の入札が排除され、第 2 位の業者が 1720 万円で落札したことで、130 万円の損害が生じたことになる。南勢地区業務委託では、第 1 位の請求人が代表者である会社の 5640 万円の入札が排除され、第 2 位の業者が 6050 万円で落札したことで、410 万円の損害が生じたことになる。その合計は 540 万円であり、決して見逃せない公金の無駄使いである。

本件入札の結果は、事前予想どおりの業者が 90%以上で入札しており、東紀州地区においては 2 社の隔年入れ替わりの入札、南勢地区、中勢地区においては平成 18 年度以降、同一業者の入札が繰り返されている。

- (7) 畢竟、本件参加資格の設定は、既存の路面清掃業者の利益擁護に走ったもので、不合理かつ不当なものであり、官が用意した談合、即ち官民談合であって、入札の取消しをも含めたしかるべき措置がとられるべきである。

第 2 事実関係の調査

1 監査対象事項

本件参加資格及び本件入札を前提としてなされた本件業務委託契約の締結に違法又は不当な点があるか否かを、監査対象事項とした。

2 対象部局の調査等

平成 26 年 7 月 25 日に県土整備部の調査を実施した。

県土整備部長から、平成 26 年 8 月 14 日に陳述書を、請求人から同月 21 日に新たな証拠の提出を受けた。

平成 26 年 8 月 21 日、請求人及び県土整備部職員の陳述をそれぞれ聴取した。

その後、請求人から平成 26 年 8 月 27 日、三重県職員に対する措置請求書（補充意見書）の提出を受けた。

平成 26 年 9 月 1 日、再度、県土整備部の調査を実施した。

3 本件業務委託の概要

(1) 本件業務委託

本件請求の対象とする業務委託は、県内を4つの地域に分けた、第1の1(1)のアからエに記載した4件の路面清掃業務委託である。

(2) 本件業務委託の施工概要

本件業務委託は路面清掃業務であり、その態様は、トラックが先導し、人力により土砂、草などの路肩掃出しを行い、その後に路面清掃車（回転式ブラシが付いた車両）が散水をしながら、清掃を行う。徐行しながら作業を実施し、通行止めの措置は行わない。

路面清掃の施工距離は、道路の「実延長」に「車線数」、数量表で指定した「清掃回数」を乗じたものとなる。

4 本件業務委託の一般競争入札に係る手続

(1) 入札審査会

三重県一般競争入札実施要綱第19条は、一般競争入札の参加資格要件の設定等について審査するため、対象工事を所管する部等に競争入札審査会を置くとしている。

上記の審査会として、県土整備部に、県土整備部建設工事競争入札審査会等があり、本件業務委託においても、入札の適正な執行を確保するため、次のとおり、本件参加資格について審査が行われている。

ア 東紀州地区業務委託

東紀州地区業務委託の入札形態及び競争参加資格要件設定については、平成26年6月17日、道路整備担当競争入札審査会にて審査の上、承認された。

イ 本件委託業務のうち東紀州地区を除く3件の業務委託

東紀州地区を除く3件の業務委託の入札形態及び競争参加資格要件設定については、平成26年6月17日、道路整備担当競争入札審査会にて審査された後、予定価格が5000万円以上であることから、さらに、同月25日、県土整備部建設工事競争入札審査会で審査の上、承認された。

(2) 公告

平成26年6月30日、本件業務委託の4件それぞれについて、以下の内容を含む一般競争入札を行う旨の入札公告が、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）第62条の規定に基づき、三重県電子調達システムにより行われた。

なお、本公告に記載の「工事」は「業務委託」と読み替えることとされている。

ア 入札に付する工事概要

工事概要として路面清掃の距離が、北勢地区業務委託 4652km、中勢地区業務委託 4410km、南勢地区業務委託 4816 k m、東紀州地区業務委託 1224 k m であること、工期が平成 28 年 3 月 18 日であること、予定価格が別紙 1 に記載の額であることなどが示された。

イ 入札に関する事項

最低制限価格を設定しているほか、電子入札システムで行うことが示された。

ウ 競争参加資格に関する事項

競争参加資格に関する事項として、本工事の入札に参加できる者は、本公告に掲げる条件をすべて満たしている者とし、公共機関等との 1 契約あたり実施距離 400 k m 以上の路面清掃業務を平成 11 年以降に実績として有していることが入札に参加する条件であることが示された。

エ その他

(ア) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札は無効とする。

(イ) 落札者の決定

三重県会計規則第 65 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(3) 入札

本件入札は、平成 26 年 7 月 16 日から同月 17 日まで受け付け、同日に開札をしたところ、4 件のそれぞれに請求人が代表者である会社を含め 7 社の参加があった。

このうち、南勢地区と東紀州地区で最低の価格の入札を行った、請求人が代表者である会社は、本件参加資格を有していなかったことから、競争に参加する資格がない者の入札として、前記エの (ア) により、無効となった。

本件入札の結果は、別紙 1 のとおりである。

5 本件業務委託契約の概要

別紙 1 の本件入札結果に基づき、県と落札者との間で本件業務委託契約が締結された。

本件業務委託契約の結果は、別紙 2 のとおりである。

6 複数年契約

(1) 県土整備部では、地域維持事業の担い手確保に資するために、人員や機械等の効率的運用と必要な施工体制の安定的な確保を図る観点から、下記の指針等に基づき平成 24 年度から複数年契約に取り組んでおり、本件業務委託についても、平成 26 年度から複数年契約で実施することとした。

ア 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成 23 年 8 月 9 日閣議決定)

イ 「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(各都道府県知事等あて平成 23 年 8 月 25 日付け総務大臣及び国土交通大臣通知)

ウ 三重県建設産業活性化プラン (平成 24 年 3 月)

なお、平成 26 年 6 月 4 日に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 17 年法律第 18 号)においても、社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認められるときは、地域の実情に応じ、工期が複数年にわたる公共工事を一の契約により発注する方式を活用することとする旨の規定が定められている(20 条)。

(2) 県土整備部の維持管理契約の複数年契約の状況

県土整備部では、平成 24 年 4 月から平成 26 年 8 月までに、38 件の維持管理業務で複数年契約を行い、このうち、企業要件に金額や距離などの規模に関する要件を設けているものは、本件業務委託の 4 件を含め 11 件、残りの 27 件は、同種業務の実績を求めているが、規模に関する要件は設けていない。規模に関する要件を設けた 11 件のうち、本件業務委託の 4 件を含めた 5 件が単年度契約の時の条件と比べて規模要件が 2 倍となっている。

県土整備部の維持管理契約の複数年契約の状況 (平成 24 年 4 月～平成 26 年 8 月)

平成 24 年 4 月から平成 26 年 8 月までに、複数年契約を行った維持管理業務の件数 (A)	(A)のうち、金額、距離などの規模に関する要件があるもの (B)	(B)のうち、単年度の時から規模に関する要件が 2 倍になったもの (C)
38 件 (本庁 6 件、地域機関 32 件)	11 件 (内訳) 本件業務委託 4 件 緑地維持管理 3 件 剪定業務委託 3 件 港湾管理 1 件	5 件 (内訳) 本件業務委託 4 件 港湾管理 1 件

7 談合情報について

平成 18 年度から平成 26 年度までの路面清掃業務委託に係る談合情報は、県土整備部にはなかった。

8 平成 18 年度以降の路面清掃業務委託の概要

(1) 平成 18 年度から平成 25 年度までの路面清掃業務委託の入札参加資格等の概要は次のとおりである。

ア 入札の方法

一般競争入札

イ 入札参加資格のうち施工実績に係る企業要件

過去に公共機関等発注の 1 契約あたりの実施距離 200 k m 以上の路面清掃業務の施工実績を有すること

ウ 清掃距離（距離は実施年度により異なる）

北勢地区 2308km～2324km

中勢地区 2181km～2209km

南勢地区 2382km～2408km

東紀州地区 593km～612km

エ 施工期間

概ね 10 か月（単年度契約）

(2) 平成 18 年度から平成 26 年度までの落札者、契約額、落札率、入札参加者数は、別紙 3 のとおりである。

第 3 監査委員の判断

1 結論

監査対象部局の調査結果、陳述等から総合的に判断すると、本件業務委託契約の締結には違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。

以下にその理由について述べる。

2 結論に至った理由

(1) 請求人は、本件業務委託の入札参加資格要件が、平成 25 年度までは公共機関等発注の 1 契約あたりの路面清掃業務の施工実績 200 k m 以上であったものが、

400 k m以上に引き上げられたことによって、新規参入業者が排除され、その結果、自由な競争による適正な市場価格の形成が阻害され、落札価格が低下せず高止まりとなり、三重県の公費が無駄に支出されることになる旨主張するので、以下、請求人の主張について検討する。

- (2) 法第 234 条第 1 項は、地方公共団体が締結する契約につき、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることを定め、同条第 2 項で、一般競争入札の方法が原則であること、同条第 6 項で、競争入札に加わろうとする者に必要な資格に関し必要な事項は、政令でこれを定めるとしている。

これを受けて、法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）では、一般競争入札の参加者の資格について、契約を締結する能力を有しない者等を参加させることができない旨（法施行令第 167 条の 4 第 1 項）を、契約の履行に当たり不正の行為をした者等の入札への参加を制限することができる旨（同条第 2 項）をそれぞれ規定している。また、普通地方公共団体の長が、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる旨（法施行令第 167 条の 5）を、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、法施行令第 167 条の 5 第 1 項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる旨（法施行令第 167 条の 5 の 2）をそれぞれ規定している。

これら一般競争入札の参加者の資格に関する規定は、一般競争入札の方法が、多数の者を競争に参加させることにより公正な競争を維持するとともに、経済的にも地方公共団体に有利な者を選択できるという利点がある一方で、不特定の多数の者が入札に参加することにより、落札した者が確実に契約を履行することができる者であるかどうかわからないため、かえって地方公共団体に損失を与えるおそれがあることから、そうならないよう、参加者に一定の制限を加え、契約の適正な履行を確保するという観点から設けられたものと解される。

上記一般競争入札の参加者の資格に関する規定の趣旨から、また、法施行令第 167 条の 5、167 条の 5 の 2 で定めた資力、能力及び技術力等の資格について、法令上、何ら具体的な基準を定めていないことから、契約の確実な履行確保の必要上、いかなる資力、能力及び技術力等を入札の参加者の資格要件として定めるかについては、契約担当者である地方公共団体の長の裁量に委ねられているものと解される。

一方、普通地方公共団体の締結する契約については、その経費が住民の税金で

賄われること等にかんがみ、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るという観点から、一般競争入札の方法によるべきことが原則と解されている。また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）は、公共工事の入札等について、入札の過程の透明性が確保されること、入札に参加しようとする者の間の公正な競争が促進されること等によりその適正化が図られなければならない（3 条）とされているなど、法等の法令は、普通地方公共団体が締結する公共工事等の契約に関する入札につき、機会均等、公正性、透明性、経済性（価格の有利性）を確保することを図ろうとしているものである（最高裁判所平成 18 年 10 月 26 日判決）。

したがって、一般競争入札の参加者の資格を定めるに当たっても恣意的な運用は許されず、本件参加資格を定めるにつき、上記諸要素に照らして極めて不合理であり、社会通念上著しく妥当性を欠くと認められる場合には、その裁量権を逸脱又は濫用したものとして違法又は不当となるものと解するのが相当である。

そして、本件参加資格に違法又は不当な点があれば、これを前提になされた本件業務委託契約も違法又は不当なものとなる。

- (3) そこで、本件参加資格の合理性の有無について、また、本件参加資格の定めによって、地方公共団体の入札の上記趣旨に反し、入札参加業者を極めて少数の者に限定することとなり、公正な競争が阻害されたか否かについて以下に検討する。

ア 本件参加資格の合理性の有無について

(ア) 県が本件参加資格を定めた理由

県土整備部長の平成 26 年 8 月 14 日付け陳述書、県土整備部職員の同月 21 日の陳述、県土整備部への調査等によれば、県が本件参加資格を定めた理由について、次の事実が認められる。

- a 平成 25 年度までの路面清掃業務委託については、入札者の参加資格として「1 契約あたり実施距離 200 k m以上の路面清掃」の施工実績を求めていた。

これは、路面清掃業務が、県が発注する業務の中でも突出して施工延長が長く、県民生活に多大な影響を及ぼすためである。

路面清掃業務は、トラック、作業員、路面清掃車が縦列し、徐行しながら作業を実施し、通行止めの措置を行わないことから、歩行者・車両等の通過交通に対して細心の注意を払い、追突・接触等交通事故の防止、渋滞の抑制にも配慮しながら作業等を行う必要がある。

このことから、同種業務の実績を有している者へ委託する必要があると判断し、入札参加資格として「1 契約あたり実施距離 200 k m以上の路面

清掃業務」を定めた。

具体的には、安全で、円滑・確実な業務の実施を担保するための同種業務の施工実績の要件として、4 契約（北勢地区（約 2300 k m）、中勢地区（約 2200 k m）、南勢地区（約 2400 k m）、東紀州地区（約 600 k m））のうち、最小規模である東紀州地区の施工延長の 3 分の 1 程度に相当するのが 200 k m であることから、「1 契約あたり実施距離 200 k m 以上の路面清掃業務」とした。

- b 平成 26 年度は路面清掃業務を複数年契約としたことにより、施工期間と施工延長がともに延伸しており、一の契約における道路交通や県民生活に及ぼす影響は、より多大となる。

このため、契約の相手方には、契約の履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等企業としての、より高い総合力を求めると考え、また、入札においては、相当数の入札参加者数を確保し、十分な競争性を担保する必要があることをも踏まえ、1 契約あたりの同種業務の施工実績について、平成 25 年度以前と同様、最小規模である東紀州地区の施工延長（約 1200 k m）の 3 分の 1 程度に相当する 400 k m 以上とした。

- c 一契約あたりの実施距離 400 k m 以上の路面清掃業務の施工実績を有している事業者が県内に少なくとも 7 社あることを把握しており、競争性は確保されていると判断した。

(イ) 本件参加資格の合理性についての判断

県が本件参加資格を定めた上記（ア）の理由について判断すると、路面清掃は、道路管理者として道路の交通に及ぼす危険を防止し、交通に支障を及ぼさないように実施する必要性があること、加えて、平成 18 年度から平成 25 年度までの 4 件の業務委託の施工距離は、第 2 の 8 (1) ウに記載するとおり、北勢地区で約 2300km、中勢地区で約 2200km、南勢地区で約 2400 k m、東紀州地区で約 600 k m、平成 26 年度は北勢地区で 4652km、中勢地区で 4410km、南勢地区で 4816 k m、東紀州地区で 1224 k m と、施工距離が長いことから、全区間にわたり確実に施工することが可能な業者が必要であり、確実な履行を確保するために、施工実績の少ない業者ではなく、一定規模以上の路面清掃の経験を有する者に制限して入札を実施することには一定の合理性がうかがえる。また、その規模についても最小である東紀州地区のさらに 3 分の 1 の程度の距離というのであり、他の北勢、中勢、南勢 3 地区からすると約 12 分の 1 に相当する距離であって、ことさら、過大な条件を設定したというわけでもないことから、施工実績を 1 契約あたり 400km 以上とした本件参加資格には不合理な点は認められない。

これに関して、請求人は、そもそも平成 25 年度までの路面清掃業務の参加資格である「200km 以上」、また、平成 26 年度の本件参加資格である「400km 以上」は、いずれも根拠が不明である旨主張する。

確かに、路面清掃業務を遂行するに当たり、平成 25 年度以前の「200 k m」、あるいは、平成 26 年度の「400 k m」という距離の設定そのものに確たる必然性はないと言えなくもない。しかしながら、先に述べたとおり、確実な履行の確保を求める上で入札の参加者の資格要件を設けることは許されており、ある一定の距離により参加資格とすることは不合理とは言えない。

また、請求人は、今まで 1 年で実施していた路面清掃業務を 2 年にしたからといって、1 年間に清掃する距離や内容は変わらず、毎年、同じ業務を実施するのだから、参加資格を 2 倍に引き上げる必要性がない旨主張している。

しかしながら、本件業務委託により契約者が負う債務の内容は、平成 25 年度までと比して 2 倍になっているのだから、その債務の内容に応じた入札参加資格とすることには一応の理由があり、毎年同じ業務を繰り返すからといって、必ずしも年ごとに分割して参加資格を設定すべきものでもないことから、参加資格を 2 倍にしたことは、合理性を欠くとまでは言えない。

イ 公正な競争を阻害したか否かについて

請求人は、入札参加資格の引き上げによる新規参入業者の排除を行うと、自由な競争による適正な市場価格の形成が阻害される旨主張する。

しかしながら、県は、本件参加資格を定めるにつき、県の路面清掃の実績だけでも少なくとも 7 社が存在し、競争性が確保されていることを確認していることから、公正な競争を阻害したとは認められない。

事実、本件入札の参加状況について見ると、別紙 1 に記載のとおり、4 件のそれぞれの入札について、請求人が代表者である会社を含め 7 社の入札があり、そのうち 6 社が本件参加資格を有しているものであったこと、6 社という有資格者の入札参加者の数は、平成 18 年度から平成 25 年度までの参加者の数が、別紙 3 に記載するとおり、6 社から 8 社の範囲であったことに照らせば、本件参加資格を定めた結果、入札に参加し得る業者が極めて少数の者に限定されたとはいえず、自由な競争による適正な市場価格の形成を阻害したとは認められない。

また、本件業務委託の落札率を見ても、北勢地区は 90.0%、中勢地区は 92.8%、南勢地区は 93.3%、東紀州地区は 93.1%であり、他方、平成 18 年度から平成 25 年度までの路面清掃業務の落札率は、北勢地区が 89.9%から 94.4%、中勢地区が 91.8%から 93.7%、南勢地区が 91.3%から 92.6%、東紀州地区が 90.6%から 94.5%の範囲にあり、本件参加資格を定めたことによって、過去の落札率と比べ、特別に高い落札率とはなっていないから、この点においても本件参加資格の定め

によって競争性が損なわれたとは認められない。

なお、請求人は、入札参加条件の引き上げが、新規参入者を排除するもので不合理であるとする理由の一つとして、平成18年度から平成25年度までの路面清掃業務委託の落札者が、ほぼ同じ業者であり、落札率もほぼ90%で、談合的入札の疑いがある旨を主張しているが、請求人からは、その他、談合の有無を示す客観的な事実の摘示はない。落札者が、ほぼ同じ業者であり、別紙3に記載した落札率であることだけをもって直ちに談合があると推認することはできないから、この点に関する請求人の主張にも理由がない。

その他、請求人は、本件入札において、請求人が代表者である会社が、南勢地区、東紀州地区で、それぞれ予定価格の87%、86%の価格で入札したことについて縷々主張するが、上記判断を左右するものではない。

ウ その他の請求人の主張

(ア) 本件参加資格を定める手続について

請求人は、本件参加資格を定めるにつき、県土整備部長が決裁したことを証する公文書が存在しないなど手続違反がある旨主張する。

しかしながら、前記第2の4(1)に記載したとおり、三重県一般競争入札実施要綱第19条の規定に基づき、本件参加資格要件の設定について、東紀州地区業務委託については、平成26年6月17日に道路整備担当競争入札審査会にて審査の上、承認され、東紀州地区を除く3件の業務委託については、同日、同審査会にて審査された後、さらに同月25日に県土整備部建設工事競争入札審査会にて審査の上、承認されるなど、適正な手続を経て決定されていることが認められるから、この点に関する請求人の主張には理由がない。

(イ) 本件参加資格を満たすことができる路面清掃業務が県以外にはないこと

請求人は、津市、四日市市などの発注する路面清掃業務では、「1契約あたり400km」の条件を満たすことができず、本件参加資格を満たすことができるのは、県が発注する路面清掃業務だけであり、実質的には過去に県発注の路面清掃業務の実績がある業者しか入札に参加できないから、本件参加資格は不当である旨主張する。

しかしながら、既に検討したとおり、本件参加資格には不合理な点がなく、また競争性も確保されている以上、どのようにして本件参加資格である400km以上の実績を得るかについては、本件参加資格の違法、不当とは直接的には関係しない事柄である。

したがって、この点に関する請求人の主張には理由がない。

(ウ) 他の業務委託の入札参加資格との関係について

請求人は、県の他の業務委託は、複数年契約となっても、入札者の参加資格を従前どおりに維持しているものが通常であること、複数年契約になったことにより、入札参加資格を2倍にしたものは1件だけで、その1件も引き上げによって入札に参加できなくなるような厳しい内容ではないことを、本件参加資格の違法又は不当の理由として主張している。

しかしながら、一般競争入札の参加者の資格は、地方公共団体の長が、その履行を確保する上で、どのような資格が必要であるかを、それぞれの内容に応じて個別、具体的に判断し決定するものであって、本件業務委託と他の業務委託とは、その内容が異なる上、本件参加資格に違法又は不当な点がないことは前述したとおりである。

したがって、この点に関する請求人の主張にも理由がない。

- (4) 以上のとおり、本件参加資格及び本件入札に、裁量権の逸脱又は濫用は認められないから、これらを前提になされた本件業務委託契約の締結に違法又は不当な点はない。

別紙 1 (本件業務委託の予定価格(税抜)、本件入札の結果)

ア 北勢地区業務委託

・ 予定価格 62,453,000 円 (税抜) 落札率 90.0%

入札者名	入札金額 (税抜)
株式会社朝日工業	(落札) 56,180,000 円
東海管清興業株式会社	57,900,000 円
宮本建設株式会社	58,130,000 円
株式会社大栄	58,680,000 円
崎建設株式会社	60,580,000 円
株式会社塩谷組	61,200,000 円
本州舗装株式会社	61,200,000 円

イ 中勢地区業務委託

・ 予定価格 59,671,000 円 (税抜) 落札率 92.8%

入札者名	入札金額 (税抜)
株式会社大栄	(落札) 55,400,000 円
東海管清興業株式会社	55,900,000 円
株式会社朝日工業	56,450,000 円
崎建設株式会社	57,880,000 円
株式会社塩谷組	58,470,000 円
本州舗装株式会社	58,480,000 円
宮本建設株式会社	58,500,000 円

ウ 南勢地区業務委託

・ 予定価格 64,814,000 円 (税抜) 落札率 93.3%

入札者名	入札金額 (税抜)
本州舗装株式会社	(無効) 56,400,000 円
宮本建設株式会社	(落札) 60,500,000 円
東海管清興業株式会社	61,000,000 円
株式会社朝日工業	61,120,000 円
株式会社塩谷組	62,860,000 円
崎建設株式会社	62,900,000 円
株式会社大栄	63,500,000 円

エ 東紀州地区業務委託

・ 予定価格 18,478,000 円 (税抜) 落札率 93.1%

入札者名	入札金額 (税抜)
本州舗装株式会社	(無効) 15,900,000 円
株式会社塩谷組	(落札) 17,200,000 円
崎建設株式会社	17,370,000 円
株式会社朝日工業	17,410,000 円
東海管清興業株式会社	17,700,000 円
株式会社大栄	18,200,000 円
宮本建設株式会社	18,200,000 円

別紙2（本件業務委託契約の概要）

（1）北勢地区業務委託契約

契約の相手方	株式会社朝日工業
契約額	60,674,400 円
契約期間	H26. 8. 1～H28. 3. 18
清掃距離	4,652km

（2）中勢地区業務委託契約

契約の相手方	株式会社大栄
契約額	59,832,000 円
契約期間	H26. 7. 28～H28. 3. 18
清掃距離	4,410km

（3）南勢地区業務委託契約

契約の相手方	宮本建設株式会社
契約額	65,340,000 円
契約期間	H26. 7. 25～H28. 3. 18
清掃距離	4,816km

（4）東紀州地区業務委託契約

契約の相手方	株式会社塩谷組
契約額	18,576,000 円
契約期間	H26. 7. 29～H28. 3. 18
清掃距離	1,224km

別紙3 (平成18年度から平成26年度までの落札者、契約額、落札率、入札参加者数)

ア 北勢地区

年度	落札者	契約額	落札率 (%)	入札参加者数
平成18年度	株式会社朝日工業	29,820,000円	93.5	8
平成19年度	株式会社朝日工業	28,707,000円	90.1	8
平成20年度	株式会社朝日工業	28,770,000円	90.0	7
平成21年度	株式会社朝日工業	28,245,000円	92.0	7
平成22年度	株式会社中村組	28,035,000円	91.9	8
平成23年度	東海管清興業株式会社	28,980,000円	94.4	6
平成24年度	株式会社朝日工業	27,562,500円	89.9	7
平成25年度	株式会社朝日工業	30,219,000円	89.9	7
平成26年度	株式会社朝日工業	60,674,400円	90.0	7

イ 中勢地区

年度	落札者	契約額	落札率 (%)	入札参加者数
平成18年度	株式会社大栄	28,455,000円	93.7	8
平成19年度	株式会社大栄	28,140,000円	92.3	8
平成20年度	株式会社大栄	28,140,000円	92.0	7
平成21年度	株式会社大栄	27,289,500円	92.8	7
平成22年度	株式会社大栄	27,142,500円	92.8	7
平成23年度	株式会社大栄	27,247,500円	92.4	6
平成24年度	株式会社大栄	26,869,500円	91.8	7
平成25年度	株式会社大栄	29,610,000円	92.4	7
平成26年度	株式会社大栄	59,832,000円	92.8	7

ウ 南勢地区

年度	落札者	契約額	落札率 (%)	入札参加者数
平成 18 年度	宮本建設株式会社	30,450,000 円	92.5	8
平成 19 年度	宮本建設株式会社	29,925,000 円	91.3	8
平成 20 年度	宮本建設株式会社	30,135,000 円	91.6	7
平成 21 年度	宮本建設株式会社	28,980,000 円	91.8	7
平成 22 年度	宮本建設株式会社	28,875,000 円	91.4	7
平成 23 年度	宮本建設株式会社	29,400,000 円	92.6	6
平成 24 年度	宮本建設株式会社	29,085,000 円	91.9	7
平成 25 年度	宮本建設株式会社	32,025,000 円	91.8	7
平成 26 年度	宮本建設株式会社	65,340,000 円	93.3	7

エ 東紀州地区

年度	落札者	契約額	落札率 (%)	入札参加者数
平成 18 年度	崎建設株式会社	8,657,250 円	94.5	8
平成 19 年度	崎建設株式会社	8,557,500 円	93.5	8
平成 20 年度	株式会社塩谷組	8,547,000 円	93.0	7
平成 21 年度	崎建設株式会社	8,295,000 円	94.4	7
平成 22 年度	株式会社塩谷組	8,064,000 円	92.3	7
平成 23 年度	崎建設株式会社	8,505,000 円	93.9	6
平成 24 年度	株式会社塩谷組	8,190,000 円	90.6	7
平成 25 年度	崎建設株式会社	9,345,000 円	93.6	7
平成 26 年度	株式会社塩谷組	18,576,000 円	93.1	7

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成26年11月12日まで縦覧に供します。

平成26年9月24日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成26年8月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 成年後見支援センターれんげ

(2) 代表者の氏名

横山 秀樹

(3) 主たる事務所の所在地

津市城山3丁目9番20号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、三重県内に在住する自閉症スペクトラム及び知的障害者等の権利擁護を目的として、福祉的配慮に基づく成年後見サービスの提供及び支援を行なうことにより、彼らとその家族がすべての人々と同等に、心豊かな生活を送ることができるよう、成年後見制度の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成26年11月3日まで縦覧に供します。

平成26年9月24日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成26年8月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 ワークスタイル・デザイン

(2) 代表者の氏名

加藤 真理

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市南松本町9番地29

(4) 定款に記載された目的

この法人は、女性に対して、自立・就労支援に関する事業を行い、もって女性が社会で活躍し、ワーク・ライフ・バランスのある男女共同参画社会の形成および、少子化・晩婚化・労働力不足解消、次世代育成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成26年11月3日まで縦覧に供します。

平成26年9月24日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請のあった年月日
平成 26 年 8 月 20 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 共同連三重
 - (2) 代表者の氏名
常住 良信
 - (3) 主たる事務所の所在地
津市中河原 399 番地 1
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、在宅の障がい者及び高齢者に対して、自立を支援することに関する事業を行い、もって三重県民に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 26 年 11 月 3 日まで縦覧に供します。

平成 26 年 9 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請のあった年月日
平成 26 年 8 月 11 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 三重県木造住宅耐震促進協議会
 - (2) 代表者の氏名
小久保 晃伸
 - (3) 主たる事務所の所在地
津市東古河町 8 番 17 号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、三重県内の既存木造住宅の耐震診断及び耐震補強が円滑に実施できるようにするため、県民に対する普及、啓発活動を行うと共に、木造住宅耐震診断者等による耐震診断、耐震補強を実施する体制を整備し、木造住宅の耐震化の促進及び震後対策に関する事業を行い、もって県民の生命、財産を保護することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 26 年 11 月 8 日まで縦覧に供します。

平成 26 年 9 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請のあった年月日
平成 26 年 8 月 24 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 和嬉会愛
 - (2) 代表者の氏名
中山 登貴
 - (3) 主たる事務所の所在地

名張市つつじが丘南 5 番町 138 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、介護を必要とするお年寄りや障害のある人達も含め、すべての人達が住み慣れた地域で、仲間や地域の人と共に生きがいを持って暮らせるよう、必要なサービスの提供を行い、皆が安心して暮らしていける地域社会の実現に努め、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 26 年 11 月 8 日まで縦覧に供します。

平成 26 年 9 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成 26 年 8 月 12 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 赤目四十八滝溪谷保勝会

(2) 代表者の氏名

玉置 治郎

(3) 主たる事務所の所在地

名張市赤目町長坂 861 番地の 1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、赤目四十八滝溪谷への観光客に対して、安全性、快適性を与えるための溪谷内の諸施設の整備を図ることにより、溪谷内の自然環境を保護する事業と、同溪谷への観光客の誘致促進事業を行い、室生赤目青山国定公園の環境保全や地域経済の発展と市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 26 年 9 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 26 年 9 月 3 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 日本ボリビア人協会

(2) 代表者の氏名

山田 ロサリオ

(3) 主たる事務所の所在地

津市大門 7-15 津センターパレス 3 階津市市民活動センター

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在日ボリビア人に対して日常生活に関する支援を行い、日本人に対して、ボリビア文化の紹介等を行う事をもって、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 26 年 9 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 認証年月日
平成 26 年 9 月 3 日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 四日市市建築防災センター
 - (2) 代表者の氏名
平澤 秀四郎
 - (3) 主たる事務所の所在地
四日市市栄町 4 番 1 号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、建築物等を通じて起こるであろう、天災等による住民への災害を未然に防いだり、被害を最小限に留めるための会員の活動に対し、情報提供等のサポートを行う。また地域住民に対する啓発活動を時には行政とともにを行い、もって地域環境と災害の安全化推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 26 年 9 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 認証年月日
平成 26 年 9 月 12 日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 おたすけ B I L L Y
 - (2) 代表者の氏名
笠原 満
 - (3) 主たる事務所の所在地
松阪市大黒田町 1606 番地 8
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいただくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 26 年 9 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 認証年月日
平成 26 年 9 月 5 日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 希望の園
 - (2) 代表者の氏名
村林 真哉
 - (3) 主たる事務所の所在地
松阪市小阿坂町 2253 番地 2
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、チャレンジドやマイノリティ、またその他の人々に対して支援をし、人々の個性を育み、活かすことで創造的活動や社会活動に関する事業を行い、一人ひとりを豊かにし生活そのものが芸術になることを目指し、もって地域福祉及び文化の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 26 年 9 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 認証年月日
平成 26 年 9 月 12 日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 つどい
 - (2) 代表者の氏名
上野 純一
 - (3) 主たる事務所の所在地
南牟婁郡御浜町大字志原字赤崎平 1819 番地 33
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、在宅障害者や高齢者が、地域社会で安心して生活が送れるよう福祉サービス事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり平成 26 年度地籍調査事業計画を定めました。

平成 26 年 9 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
鈴鹿市	寺家Ⅳ、寺家Ⅴ	公示の日から平成 27 年 3 月 31 日まで

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

平成 26 年 9 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業期間
平成 26 年 9 月 9 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域
鈴鹿市石薬師町、同市上田町、同市上野町、同市木田町、同市国分町、同市高岡町、同市山辺町、亀山市小野町、同市白木町、同市関町久我、同町越川、同町古厩、同町萩原及び同町福德

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

平成 26 年 9 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（区域設定）
- 2 作業期間
平成 26 年 9 月 9 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域
鈴鹿市石薬師町、同市上田町、同市上野町、同市木田町、同市国分町、同市高岡町、同市山辺町、亀山市小野町、同市白木町、同市関町久我、同町越川、同町古厩、同町萩原及び同町福德

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、松阪市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 26 年 9 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
松阪都市計画道路
3・4・9号内五曲長月町線
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

お 知 ら せ

公立大学法人三重県立看護大学の平成 25 年度に係る財務諸表について、次のとおり公立大学法人三重県立看護大学理事長村本淳子から公告依頼がありました。

平成 26 年 9 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 34 条第 4 項の規定に基づき、公立大学法人三重県立看護大学の平成 25 年度に係る財務諸表を、次のとおり公告します。

平成 26 年 9 月 24 日

公立大学法人三重県立看護大学理事長 村 本 淳 子

貸借対照表
(平成26年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部

I 固定資産

有形固定資産

土地 1,080,000,000

建物 2,695,215,100

減価償却累計額 △ 491,827,161 2,203,387,939

構築物 63,822,350

減価償却累計額 △ 28,738,211 35,084,139

工具器具備品 213,511,629

減価償却累計額 △ 143,918,686 69,592,943

図書 351,092,828

美術品・收藏品 2,210,000

車両運搬具 3,098,550

減価償却累計額 △ 1,666,545 1,432,005

有形固定資産合計 3,742,799,854

無形固定資産

ソフトウェア 14,046,832

電話加入権 38,000

無形固定資産合計 14,084,832

投資その他の資産

敷金及び保証金 1,950,000

預託金 15,190

投資その他の資産合計 1,965,190

固定資産合計 3,758,849,876

II 流動資産

現金及び預金 227,526,577

未収学生納付金収入 267,900

その他未収入金 4,162,328

たな卸資産 113,045

前払金 1,653,050

その他 215,698

流動資産合計 233,938,598

資産合計 3,992,788,474

負債の部

I 固定負債

資産見返負債

資産見返運営費交付金等 126,425,670

資産見返補助金等 363,908

資産見返寄付金 2,610,905

資産見返物品受贈額 333,087,334 462,487,817

固定負債合計 462,487,817

II 流動負債

運営費交付金債務 12,674,416

前受受託研究費等 152,188

未払金 92,670,808

未払費用 6,664,101

未払消費税等 289,800

預り金 7,783,190

リース債務 12,956,889

流動負債合計 133,191,392

負債合計 595,679,209

純資産の部

I 資本金

地方公共団体出資金

3,770,320,000

3,770,320,000

資本金合計

II 資本剰余金

資本剰余金

2,248,000

損益外減価償却累計額

△ 491,060,351

△ 488,812,351

資本剰余金合計

III 利益剰余金

教育研究の質の向上並びに組織運営

及び施設設備の改善積立金

114,303,625

当期未処分利益

1,297,991

(うち当期総利益 1,297,991)

利益剰余金合計

115,601,616

純資産合計

3,397,109,265

負債純資産合計

3,992,788,474

損益計算書

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位:円)

経常費用			
業務費			
教育経費		123,614,385	
研究経費		41,659,121	
教育研究支援経費		98,733,050	
受託研究費		154,350	
受託事業費		4,747,333	
役員人件費			
常勤役員人件費	29,372,388		
非常勤役員人件費	<u>670,140</u>	30,042,528	
教員人件費			
常勤教員人件費	429,297,776		
非常勤教員人件費	12,860,510		
臨時教員人件費	<u>10,434,890</u>	452,593,176	
職員人件費			
常勤職員人件費	105,621,037		
非常勤職員人件費	1,911,750		
臨時職員人件費	<u>24,466,197</u>	<u>131,998,984</u>	883,542,927
一般管理費			97,560,376
財務費用			
支払利息		<u>87,901</u>	<u>87,901</u>
経常費用合計			<u>981,191,204</u>
経常収益			
運営費交付金収益		676,760,734	
授業料収益		217,095,711	
入学金収益		28,248,800	
検定料収益		8,355,400	
公開講座講習料収益		215,460	
受託研究等収益			
国又は地方公共団体以外からの受託研究等収益		<u>154,350</u>	154,350
受託事業等収益			
国又は地方公共団体からの受託事業等収益		<u>4,747,333</u>	4,747,333
寄付金収益			371,786
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	16,460,574		
資産見返補助金等戻入	189,863		
資産見返寄付金戻入	582,453		
資産見返物品受贈額戻入	<u>3,855,443</u>	<u>21,088,333</u>	
財務収益			
受取利息		<u>218,173</u>	218,173
雑益			
財産貸付料収入	1,389,703		
手数料収入	281,300		
科学研究費補助金等間接経費収益	4,455,600		
その他	<u>3,104,389</u>	<u>9,230,992</u>	
経常収益合計			<u>966,487,072</u>
経常損失			14,704,132
臨時損失			
固定資産除却損		<u>341,090</u>	<u>341,090</u>
臨時利益			
資産見返物品受贈額戻入		<u>341,090</u>	<u>341,090</u>
当期純損失			<u>14,704,132</u>
目的積立金取崩額			<u>16,002,123</u>
当期総利益			<u><u>1,297,991</u></u>

キャッシュ・フロー計算書
(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位:円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 223,524,049
人件費支出	△ 662,259,148
その他の業務支出	△ 89,116,783
運営費交付金収入	759,262,525
授業料収入	237,961,600
入学金収入	28,248,800
検定料収入	8,355,400
公開講座講習料収入	215,460
受託事業等収入	4,557,892
寄付金収入	19,110
預り金収支	△ 1,102,758
その他の収入	9,241,751
業務活動によるキャッシュ・フロー	71,859,800
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△ 1,080,000,000
定期預金の払戻による収入	1,100,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 36,815,645
小 計	△ 16,815,645
利息及び配当金の受取額	239,571
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 16,576,074
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 31,023,946
小 計	△ 31,023,946
利息の支払額	△ 95,534
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 31,119,480
IV 資金増加額	24,164,246
V 資金期首残高	53,362,331
VI 資金期末残高	77,526,577

利益の処分に関する書類

(単位:円)

I 当期未処分利益			
当期総利益	1,297,991		1,297,991
II 利益処分類			
積立金		0	
地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けようとする額			
教育研究の質の向上並びに組織運営及び 施設設備の改善積立金	<u>1,297,991</u>	<u>1,297,991</u>	<u>1,297,991</u>

行政サービス実施コスト計算書
(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位:円)

I	業務費用		
	(1) 損益計算書上の費用		
	業務費	883,542,927	
	一般管理費	97,560,376	
	財務費用	87,901	
	臨時損失	341,090	981,532,294
	(2) (控除)自己収入等		
	授業料収益	△ 217,095,711	
	入学料収益	△ 28,248,800	
	検定料収益	△ 8,355,400	
	公開講座講習料収益	△ 215,460	
	受託研究等収益	△ 154,350	
	受託事業等収益	△ 4,747,333	
	寄付金収益	△ 371,786	
	財務収益	△ 218,173	
	資産見返運営費交付金等戻入(授業料相当分)	△ 9,436,520	
	資産見返寄付金戻入	△ 582,453	
	雑益	△ 4,775,392	△ 274,201,378
	業務費用合計		707,330,916
II	損益外減価償却相当額		78,096,088
III	引当外賞与増加見積額		△ 2,522,719
IV	引当外退職給付増加見積額		△ 18,235,146
V	機会費用		
	地方公共団体出資の機会費用	21,284,762	21,284,762
VI	行政サービス実施コスト		<u>785,953,901</u>

重要な会計方針

1 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、退職一時金に充当される運営費交付金については、費用進行基準を採用しています。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、設立団体から承継した固定資産については承継時の残存耐用年数で減価償却しています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建 物	3年～39年
構 築 物	3年～33年
工具器具備品	2年～ 8年

ただし、リース資産についてはリース期間を耐用年数とする定額法によっています。

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第85）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として、資本剰余金から控除して表示しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

3 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金による財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第 86 第 2 項に基づき計算された当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した金額を計上しています。

(2) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金による財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は、計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第 87 第 4 項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

4 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品：最終仕入原価法による原価法

5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成26年3月末利回りを参考に0.641%で計算しています。

6 リース取引の会計処理

リース料総額が 300 万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

追加情報

従来、清掃維持及び設備保守管理業務に関する費用については、一般管理費に計上しておりましたが、当該経費については費用の区分内容が当事業年度において明確になったことから、教育経費、研究経費、教育研究支援経費、一般管理費にそれぞれ計上しております。

この変更により、従来と同一の方法と比べ、教育経費が 41,664,038 円、研究経費が 11,799,561 円、教育研究支援経費が 4,743,983 円増加し、一般管理費が 58,207,582 円減少しております。なお、経常費用内の区分変更のため経常利益に与える影響はありません。

注記

1 貸借対照表関係

(1) 運営費交付金から充当されるべき賞与見積額 31,741,231 円

(2) 運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金見積額 140,972,039 円

(三重県からの派遣職員に対する退職給付の見積額については、上記金額から除いています。)

2 キャッシュ・フロー計算書関係

(1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別内訳

現金及び預金 227,526,577 円

うち定期預金 150,000,000 円

資金期末残高 77,526,577 円

(2) 重要な非資金取引

現物寄付による固定資産の取得

工具・器具備品 1,125,180 円

図書 100,387 円

合計 1,225,567 円

3 行政サービス実施コスト計算書関係

(1) 引当外退職給付増加見積額の中には、三重県からの派遣職員に係る

△13,836,010 円が含まれています。

(2) 機会費用の内訳

機会費用はすべて設立団体に係るものです。

4 重要な債務負担行為

当事業年度に契約を締結し、翌期以降に支払いが発生する重要なものは下記のとおりです。

(単位：円)

契約名称	契約相手方	契約金額	翌期以降支払金額	
			一年以内	一年超
三重県立看護大学清掃維持管理業務委託	丸ノ内ビル管理株式会社	109,435,320	36,819,360	36,819,360
三重県立看護大学設備保守管理業務委託	津総合設備	99,403,000	33,444,000	33,444,000
三重県立看護大学警備業務委託	イセットMP株式会社	21,539,077	7,222,665	10,833,912
合計		230,377,397	77,486,025	81,097,272

5 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については、預金で運用しています。

(2) 金融商品の時価に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、下記のとおりです。

(単位：円)

	貸借対照表計上額(*1)	時価	差額
(1) 現金及び預金	227,526,577	227,526,577	—
(2) リース債務	(12,956,889)	(12,947,179)	(△9,710)
(3) 未払金	(92,670,808)	(92,670,808)	—

(*1) 負債は () で示しています。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) リース債務

時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法により算定しています。

(3) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

6 賃貸等不動産関係

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記は省略しています。

7 重要な後発事象

該当する事項はありません。

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘要		
					当期償却額		当期損益内	当期損益外				
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	2,690,320,000	-	-	2,690,320,000	491,060,351	78,096,088	-	-	-	2,199,259,649	
	計	2,690,320,000	-	-	2,690,320,000	491,060,351	78,096,088	-	-	-	2,199,259,649	
有形固定資産 (特定償却資産以外)	建物	4,895,100	-	-	4,895,100	766,810	404,686	-	-	-	4,128,290	
	構築物	63,822,350	-	-	63,822,350	28,738,211	3,941,170	-	-	-	35,084,139	
	工具器具備品	185,753,153	28,281,540	523,064	213,511,629	143,918,686	43,119,490	-	-	-	69,592,943	
	図書	342,328,358	9,067,576	303,106	351,092,828	-	-	-	-	-	351,092,828	
	車両運搬具	3,098,550	-	-	3,098,550	1,666,545	530,365	-	-	-	1,432,005	
	計	599,897,511	37,349,116	826,170	636,420,457	175,090,252	47,995,711	-	-	-	461,330,205	
非償却資産	土地	1,080,000,000	-	-	1,080,000,000	-	-	-	-	-	1,080,000,000	
	美術品・收藏品	2,210,000	-	-	2,210,000	-	-	-	-	-	2,210,000	
	計	1,082,210,000	-	-	1,082,210,000	-	-	-	-	-	1,082,210,000	
有形固定資産 合計	土地	1,080,000,000	-	-	1,080,000,000	-	-	-	-	-	1,080,000,000	
	建物	2,695,215,100	-	-	2,695,215,100	491,827,161	78,500,774	-	-	-	2,203,387,939	
	構築物	63,822,350	-	-	63,822,350	28,738,211	3,941,170	-	-	-	35,084,139	
	工具器具備品	185,753,153	28,281,540	523,064	213,511,629	143,918,686	43,119,490	-	-	-	69,592,943	
	図書	342,328,358	9,067,576	303,106	351,092,828	-	-	-	-	-	351,092,828	
	美術品・收藏品	2,210,000	-	-	2,210,000	-	-	-	-	-	2,210,000	
	車両運搬具	3,098,550	-	-	3,098,550	1,666,545	530,365	-	-	-	1,432,005	
	計	4,372,427,511	37,349,116	826,170	4,408,950,457	666,150,603	126,091,799	-	-	-	3,742,799,854	
無形固定資産	ソフトウェア	18,896,360	10,485,300	1,414,910	27,966,750	13,919,918	3,725,644	-	-	-	14,046,832	
	電話加入権	38,000	-	-	38,000	-	-	-	-	-	38,000	
	計	18,934,360	10,485,300	1,414,910	28,004,750	13,919,918	3,725,644	-	-	-	14,084,832	
投資その他の資産	敷金及び保証金	1,950,000	-	-	1,950,000	-	-	-	-	-	1,950,000	
	預託金	15,190	-	-	15,190	-	-	-	-	-	15,190	
	計	1,965,190	-	-	1,965,190	-	-	-	-	-	1,965,190	

(2) たな卸資産の明細

(単位:円)

種類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入・ 製造・振替	その他	払出・振替	その他		
切手	173,500	73,410	-	173,500	-	73,410	
プリペイド カード	11,265	39,635	-	11,265	-	39,635	
合計	184,765	113,045	-	184,765	-	113,045	

(3) 有価証券の明細

該当事項はありません

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません

(5) 長期借入金の明細

該当事項はありません

(6) 引当金の明細

該当事項はありません

(7) 資産除去債務の明細

該当事項はありません

(8) 保証債務の明細

該当事項はありません

(9) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位:円)

区分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	地方公共団体 出資	3,770,320,000	-	-	3,770,320,000	
	計	3,770,320,000	-	-	3,770,320,000	
資本剰余金	地方公共団体 からの譲与	2,248,000	-	-	2,248,000	
	計	2,248,000	-	-	2,248,000	
	損益外減価償却 累計	△ 412,964,263	△ 78,096,088	-	△ 491,060,351	
	差引計	△ 410,716,263	△ 78,096,088	-	△ 488,812,351	

(10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(10)‑1 積立金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善積立金	127,613,098	2,692,650	16,002,123	114,303,625	
計	127,613,098	2,692,650	16,002,123	114,303,625	

(注)当期増加額は、平成24年度の利益処分によるものです。当期減少額は、当該積立金の用途に沿った費用発生によるものです。

(10)‑2 目的積立金取崩の明細

(単位:円)

区 分	金額	摘 要
目的積立金取崩 教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善積立金	16,002,123	教育研究及び組織運営のための費用発生によるものです。
計	16,002,123	

(11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(11)‑1 運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金当期 交付額	当期振替額				期末残高
			運営費交付 金 収 益	資産見返運 営費交付金	資本剰余金	小 計	
平成25年度	-	709,550,210	676,760,734	20,115,060	-	696,875,794	12,674,416
合 計	-	709,550,210	676,760,734	20,115,060	-	696,875,794	12,674,416

(11)‑2 運営費交付金収益

(単位:円)

区分	平成25年度交付分	合 計
期間進行基準	662,695,885	662,695,885
費用進行基準	14,064,849	14,064,849
計	676,760,734	676,760,734

(12) 地方公共団体等からの財源措置の明細

該当事項はありません

(13) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円、人)

区 分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役 員	常 勤	24,865,215	2	-	-
	非常勤	670,140	4	-	-
	計	25,535,355	6	-	-
教 職 員	常 勤	432,496,703	62	14,064,849	10
	非常勤	45,888,087	29	-	-
	計	478,384,790	91	14,064,849	10
合 計	常 勤	457,361,918	64	14,064,849	10
	非常勤	46,558,227	33	-	-
	計	503,920,145	97	14,064,849	10

(注1) 役員に対する報酬及び退職手当の支給基準の概要

(1) 役員報酬

役員に対する報酬については、「公立大学法人三重県立看護大学役員報酬規程」に基づいています。

(2) 退職手当

役員に対する退職手当については、「公立大学法人三重県立看護大学役員退職手当規程」に基づいています。

(注2) 教職員に対する給与及び退職手当の支給基準の概要

(1) 教職員給与

教職員に対する給与については、「公立大学法人三重県立看護大学職員給与規程」、「公立大学法人三重県立看護大学職員就業規則」及び「公立大学法人三重県立看護大学契約職員就業規則」に基づいています。また、非常勤の教職員には、年間を通じて勤務を委嘱した職員を含んでいます。

(2) 退職手当

教職員に対する退職手当については、「公立大学法人三重県立看護大学職員退職手当規程」に基づき支給しています。

(注3) 支給人員は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平均支給人員数によっています。また、退職給付には総支給人員を記載しています。

(注4) 上記金額には、法定福利費及び受託事業費に含まれる人件費は含まれていません。

(14) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略します。

(15) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:円)

教育経費			
消耗品費		10,129,396	
備品費		2,901,780	
印刷製本費		3,151,730	
水道光熱費		18,243,406	
旅費交通費		6,166,684	
通信運搬費		823,310	
賃借料		7,792,404	
保守費		76,545	
修繕費		4,972,008	
損害保険料		3,590	
広告宣伝費		135,450	
諸会費		11,000	
報酬・委託・手数料		56,802,522	
奨学費		5,358,000	
租税公課		496,098	
減価償却費		6,550,462	123,614,385
研究経費			
消耗品費		9,844,378	
備品費		929,686	
印刷製本費		446,039	
水道光熱費		3,566,380	
旅費交通費		5,454,226	
通信運搬費		180,231	
賃借料		479,138	
修繕費		183,291	
損害保険料		88,960	
諸会費		2,134,431	
報酬・委託・手数料		14,426,375	
減価償却費		3,925,986	41,659,121
教育研究支援経費			
消耗品費		9,148,505	
備品費		314,800	
水道光熱費		2,069,916	
旅費交通費		51,000	
通信運搬費		1,932,852	
賃借料		249,724	
修繕費		892,626	
諸会費		138,800	
報酬・委託・手数料		52,557,152	
減価償却費		31,076,569	
図書除却費		301,106	98,733,050
受託研究費			154,350
受託事業費			4,747,333
役員人件費			
常勤役員人件費			
報酬	18,009,000		
賞与	6,544,575		
法定福利費	4,507,173		
通勤手当	311,640	29,372,388	
非常勤役員人件費			
報酬	600,000		
通勤手当	70,140	670,140	30,042,528

教員人件費			
常勤教員人件費			
給料	225,348,973		
賞与	83,222,864		
退職給付費用	14,064,849		
法定福利費	75,898,080		
通勤手当	6,563,517		
その他手当	24,199,493	429,297,776	
非常勤教員人件費			
給料	9,778,900		
通勤手当	3,081,610	12,860,510	
臨時教員人件費			
給料	7,622,700		
賞与	1,046,259		
法定福利費	1,082,831		
通勤手当	581,412		
その他手当	101,688	10,434,890	452,593,176
職員人件費			
常勤職員人件費			
給料	52,709,628		
賞与	20,766,543		
法定福利費	12,459,181		
通勤手当	1,514,140		
その他手当	18,171,545	105,621,037	
非常勤職員人件費			
給料	1,895,550		
通勤手当	16,200	1,911,750	
臨時職員人件費			
給料	20,449,543		
法定福利費	2,702,429		
通勤手当	1,239,690		
その他手当	74,535	24,466,197	131,998,984
一般管理費			
消耗品費		8,473,324	
備品費		7,771,770	
印刷製本費		1,707,261	
水道光熱費		4,641,870	
旅費交通費		3,271,420	
通信運搬費		1,490,425	
賃借料		11,795,186	
車両燃料費		166,630	
保守費		4,144,014	
修繕費		12,840,453	
損害保険料		607,270	
広告宣伝費		439,500	
諸会費		938,412	
報酬・委託・手数料		28,852,964	
研修費		203,000	
租税公課		48,539	
減価償却費		10,168,338	97,560,376

(16) 寄付金の明細

(単位:円)

区 分	当期受入額	件 数	摘 要
大 学	1,522,927	53	※1
合 計	1,522,927	53	

※1 内、現物による寄付は、「備品:1,403,430円(2件)」、「図書:100,387円(47件)」です。

(17) 受託研究の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
大 学	306,538	-	154,350	152,188
合 計	306,538	-	154,350	152,188

(18) 共同研究の明細

該当事項はありません

(19) 受託事業の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
大 学	-	4,747,333	4,747,333	-
合 計	-	4,747,333	4,747,333	-

(20) 科学研究費補助金等の明細

(単位:円)

種 目	当期受入額	件 数	摘 要
若手研究(B)	(3,300,000) 990,000	5	
基盤研究(C)	(9,150,000) 2,745,000	10	
研究活動(スタート)支援	(900,000) 270,000	1	
基盤研究(B) 分担	(150,000) 45,000	2	
基盤研究(C) 分担	(550,000) 165,000	5	
挑戦的萌芽研究 分担	(802,000) 240,600	4	
合 計	(14,852,000) 4,455,600	27	

(注) 間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として()内に記載しております。他大学の研究分担者に送金する分担金相当額は除き、当大学に帰属する研究分担者が受領する分担金相当額は含んでおります。

(21) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

① 現金及び預金

(単位:円)

区 分	金 額
現 金	28,137
普通預金	77,498,440
定期預金	150,000,000
計	227,526,577

② 資産見返運営費交付金等

(単位:円)

区 分	金 額
資産見返運営費交付金	34,208,875
資産見返授業料	92,216,795
計	126,425,670

③ 資産見返物品受贈額

(単位:円)

区 分	金 額
構築物	26,766,637
工具器具備品	9
図 書	306,207,733
車両運搬具	112,955
合 計	333,087,334

(注) 上記は全て設立時の無償譲与により取得したものです。

④ 未払金

(単位:円)

区 分	金 額
人件費	8,306,294
物件費	29,633,846
一般管理費	27,601,057
固定資産	26,917,669
その他	211,942
計	92,670,808

正 誤

平成 26 年 4 月 1 日付け三重県公報第 2585 号に登載しました、保安林の指定をする予定である旨の通知の告示中

ページ	行	誤	正
28	下から 4	津市美里町南長野字松尾 960 の 2	津市美里町南長野字松尾 960 の 2 (次の図に示す部分に限る。)
29	8	「次のとおり」	「次の図」及び「次のとおり」
29	下から 7	字滝ヶ谷 3860・3869 の 1・3869 の 3 (以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)	字滝ヶ谷 1431・3860 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)、3862、3869 の 1・3869 の 3・3870 (以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)

発行 **三 重 県**

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
